

〈電気のご契約のご案内〉

お客さまとの電気需給契約につきましては、電気供給条件・需給契約条件・特定小売供給約款・要綱の定めるところによります。詳細な内容は、営業所のほか、当社ホームページ (<https://www.kyuden.co.jp>) でもご確認いただけます。

なお、当社とのご契約に伴う個人情報の取扱いについては、「当社の個人情報の取扱いについて」 (https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html) でご確認いただけます。

電気事業法に基づく当社の供給条件等の説明です。必ずご確認ください。

●料金プラン (ご希望の料金プランを選択ください)

契約容量	料金プラン	電気料金単価表																
標準的なプラン (一般のご家庭など)	スマートファミリープラン 2年間継続してご契約いただけるお客さま	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>単価(税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>基本料金(10Aあたり)</td><td>1契約</td><td>316円24銭</td></tr><tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>最初の120kWhまで</td><td>1kWh 18円37銭</td></tr><tr><td>120kWh超過300kWhまで</td><td>1kWh 23円97銭</td></tr><tr><td>300kWh超過分</td><td>1kWh 25円87銭</td></tr><tr><td>最低月額料金</td><td>1契約</td><td>335円34銭</td></tr></tbody></table>	区分	単位	単価(税込)	基本料金(10Aあたり)	1契約	316円24銭	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh 18円37銭	120kWh超過300kWhまで	1kWh 23円97銭	300kWh超過分	1kWh 25円87銭	最低月額料金	1契約	335円34銭
	区分	単位	単価(税込)															
基本料金(10Aあたり)	1契約	316円24銭																
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh 18円37銭																
	120kWh超過300kWhまで	1kWh 23円97銭																
	300kWh超過分	1kWh 25円87銭																
最低月額料金	1契約	335円34銭																
契約電流 10~60A 契約電流 決定方法 電流 制限器	「2年契約割引」(年間▲777円(税込)) へのご加入がオススメ♪ (注)「従量電灯B」には燃料費調整に上限がある一方、「スマートファミリープラン」には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「スマートファミリープラン」の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、「スマートファミリープラン」のご加入によりおトクにならない場合があります。	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>単価(税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>基本料金(10Aあたり)</td><td>1契約</td><td>316円24銭</td></tr><tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>最初の120kWhまで</td><td>1kWh 18円37銭</td></tr><tr><td>120kWh超過300kWhまで</td><td>1kWh 23円97銭</td></tr><tr><td>300kWh超過分</td><td>1kWh 26円97銭</td></tr><tr><td>最低月額料金</td><td>1契約</td><td>335円34銭</td></tr></tbody></table>	区分	単位	単価(税込)	基本料金(10Aあたり)	1契約	316円24銭	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh 18円37銭	120kWh超過300kWhまで	1kWh 23円97銭	300kWh超過分	1kWh 26円97銭	最低月額料金	1契約	335円34銭
区分	単位	単価(税込)																
基本料金(10Aあたり)	1契約	316円24銭																
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh 18円37銭																
	120kWh超過300kWhまで	1kWh 23円97銭																
	300kWh超過分	1kWh 26円97銭																
最低月額料金	1契約	335円34銭																

電気機器の多いお客さま向けプラン（店舗、工場など）

契約容量

料金プラン

電気料金単価表

スマートビジネス
プラン

区 分	単位	単価(税込)
基本料金	1kVA	316円24銭
電力量料金	1kWh	23円97銭

使用量に関係なく単価が一律のため、
ご使用量の多いお客さま向け！

毎月のご使用量が多いお客さまにオススメ♪

(注)「従量電灯C」には燃料費調整に上限がある一方、「スマートビジネスプラン」には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「スマートビジネスプラン」の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、「スマートビジネスプラン」のご加入によりおトクにならない場合があります。

契約容量

6~50kVA
未満

契約容量
決定方法

主開閉器
または
負荷設備

従量電灯C

区 分	単位	単価(税込)
基本料金	1kVA	316円24銭
電 力 量 料 金	最初の120kWhまで	18円37銭
	120kWh超過300kWhまで	23円97銭
	300kWh超過分	26円97銭

●料金プラン

	契約容量	料金プラン	電気料金単価表																		
その他	契約電流 5A	従量電灯A	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>単価(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>最初の12kWhまで</td> <td>1契約</td> <td>335円34銭</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>12kwh超過分</td> <td>1kWh</td> <td>18円37銭</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	単価(税込)	基本料金	最初の12kWhまで	1契約	335円34銭	電力量料金	12kwh超過分	1kWh	18円37銭				
		区分	単位	単価(税込)																	
基本料金	最初の12kWhまで	1契約	335円34銭																		
電力量料金	12kwh超過分	1kWh	18円37銭																		
	契約容量 決定方法 負荷設備	公衆街路灯B	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>単価(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td></td> <td>1kVA</td> <td>288円74銭</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td></td> <td>1kWh</td> <td>17円66銭</td> </tr> <tr> <td>最低月額料金</td> <td></td> <td>1契約</td> <td>324円05銭</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	単価(税込)	基本料金		1kVA	288円74銭	電力量料金		1kWh	17円66銭	最低月額料金		1契約	324円05銭
	区分	単位	単価(税込)																		
基本料金		1kVA	288円74銭																		
電力量料金		1kWh	17円66銭																		
最低月額料金		1契約	324円05銭																		

〈2年契約割引（オプション）のご精算について〉

スマートファミリープランでご契約のうえ、2年契約割引へご加入いただいたお客さまは、ご加入から1年後および2年後の電気料金で割引いたしますが、**2年未満でご解約となる場合は、移転等やむを得ない事情を除き、既割引分を精算させていただきます。**

また、お客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、2年ごとに適用期間を延伸いたします。この場合、当社は、適用期間についてお知らせいたします。

●お支払方法

毎月の電気料金のお支払いは、以下の4つからご選択いただけます。

① □座振替

毎月お客さまの預貯金口座から自動的にお支払いいただきます。
※口座振替日をご指定いただける「口座振替日指定サービス」があります。

② クレジットカード

毎月お客さまのクレジットカードから自動的にお支払いいただきます。

③ SMS決済

毎月お客さまのスマートフォンにお届けするSMS(ショートメッセージ)にてお支払いいただきます。

④ 振込用紙

毎月お客さまに郵送させていただく振込用紙にてお支払いいただきます。
※「口座振替」「クレジットカード」「SMS決済」をご希望されないお客さまは「振込用紙」でのお支払いとなります。

- 《注意事項》
- ・「口座振替」「クレジットカード」「SMS決済」をご希望のお客さまで、振替ができない場合やクレジットカードでのお支払いが承認されない場合、電話番号変更等によりSMSの送信ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。
 - ・お客さまが希望され、当社が認めた場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

●電気料金の算定方法

$$\text{電気料金} = \text{基本料金(注1)} + \left[\text{電力量料金} \pm \text{燃料費等調整額(注3)} \right] + \text{再エネ賦課金(注5)}$$

電力量料金: $\text{電力量料金単価(注2)} \times \text{1ヶ月のご使用量}$

燃料費等調整額(注3): $(\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価(注4)}) \times \text{1ヶ月のご使用量}$

再エネ賦課金(注5): $\text{再エネ賦課金単価} \times \text{1ヶ月のご使用量}$

(注1) ご契約容量の大きさ等に応じて決まります。

(注2) 電力量料金単価は時間帯や季節等によって異なる単価が設定されている料金プランがあります。

(注3) 火力燃料(原油・液化天然ガス・石炭)の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。詳細は、P7~10をご確認ください。

(注4) 一般送配電事業者は、離島のお客さまに対してユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられています。
その離島供給に必要な火力燃料の価格変動を全てのお客さま(本土および離島)の料金に反映させるための調整単価です。

(注5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者は、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買取ることが義務付けられました。
再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

ご契約に関する重要なお知らせ（必ずお読みください）

	スマートファミリープラン スマートビジネスプラン	従量電灯B 従量電灯C 従量電灯A 公衆街路灯B
供給条件	電気供給条件・需給契約条件・要綱	特定小売供給約款
ご契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約期間は、ご契約開始（変更）の日からその日が属する年度の末日までといたします。 （年度は、4月1日から翌年3月31日までをいいます） ・ご契約期間満了までに解約のお申込みをされている場合は、解約日までとなります。 ・お客さまのご使用場所が指定区域（一般送配電事業者が設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域）となる場合の期間は、原則として指定区域となる日の前日までとなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約期間は、ご契約開始（変更）の日からその日が属する年度の末日までといたします。 （年度は、4月1日から翌年3月31日までをいいます） ・ご契約期間満了までに解約のお申込みをされている場合は、解約日までとなります。 ・お客さまのご使用場所が指定区域（一般送配電事業者が設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域）となる場合の期間は、指定区域となる日の前日までとなります。
契約更新	<p>契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。</p> <p>この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます）等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。</p>	<p>契約期間満了前に、需給契約の消滅または変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p>
条件・約款等の変更	<p>当社は、契約期間中であっても電気供給条件・需給契約条件・要綱を変更する場合があります。この場合、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。</p> <p>また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。変更に興議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。</p>	<p>当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、特定小売供給約款を変更する場合があります。</p>
解約に関する事項	<p>当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や電気供給条件・需給契約条件・要綱に反した場合等には、需給契約を解約することがあります。</p>	<p>お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や特定小売供給約款に反した場合等には、送電をお断りすることがあります。</p> <p>その後もその理由となった事実を解消されない場合は、需給契約を解約することがあります。</p>
信用情報の第三者提供	<p>料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名・住所・支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。</p>	_____
需要場所への立入りのお願い	<p>一般送配電事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工等の際は、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。</p>	
書面発行手数料	<p>以下に定める書面の発行をご希望の場合、1通あたり以下の発行手数料を電気料金とあわせて申し受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金振込用紙 … 220円（税込） ・電気ご使用量のお知らせ … 110円（ // ） ・口座振替結果のお知らせ … 110円（ // ） 	_____
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・契約後1年間は、原則として他の料金プランへは変更できません。 ・電気事業法に基づき、ご契約締結時および変更時は、ご契約内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。 	_____

《ご使用の開始》

- 需給開始日は、お客さまが希望される使用開始日を基準として協議させていただきます。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた需給開始日に供給できない場合は、あらためて協議させていただきます。
- 料金は、需給開始の日から適用いたします。

《ご使用量の計量方法》

- ご使用量を計量するための計量器は、スマートメーターまたは機械式（電子式）メーターのいずれかになります。
- スマートメーターの場合は、原則、自動検針（現地訪問不要）とし、ひと月の電力量は30分ごとのご使用量を合計した値といたします。
機械式（電子式）メーターの場合は、当月検針日の指示数と前回検針日の指示数との差し引きにより算定した値といたします。
なお、計量器の故障等により、ご使用量等を協議させていただく場合があります。

《検針結果のお知らせ》

- 毎月の検針結果は、原則、「My九電」でお知らせいたします。

《お支払期日・延滞利息》

- 電気料金の支払義務発生日は、原則検針日とし、支払期日は、原則支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。
- 電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、電気料金に対して年10%（一日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受けます。ただし、電気料金を口座振替により支払われる場合で当社の都合により支払期日経過後に引き落とされたとき、または、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、延滞利息を申し受けません。

《工事費》

- お客さまの希望により、引込線や計量器等の取付位置を変更する場合等は、実費をご負担いただきます。
 - 新設、契約容量等を増加される場合等は、配電設備の工事内容によって、工事費負担金をご負担いただく場合があります。
- ※ 原則、工事着手前に、一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。

《お客さまのご協力をお願い》

- お客さまがご使用場所内の引込線や計量器等の異常または故障に気づかれた場合等は、すみやかに一般送配電事業者にご連絡をお願いいたします。
なお、一般送配電事業者から委託を受けた者が、ご家庭等にお伺いし、電気設備の調査・点検を行っていますので、その際にご協力をお願いいたします。

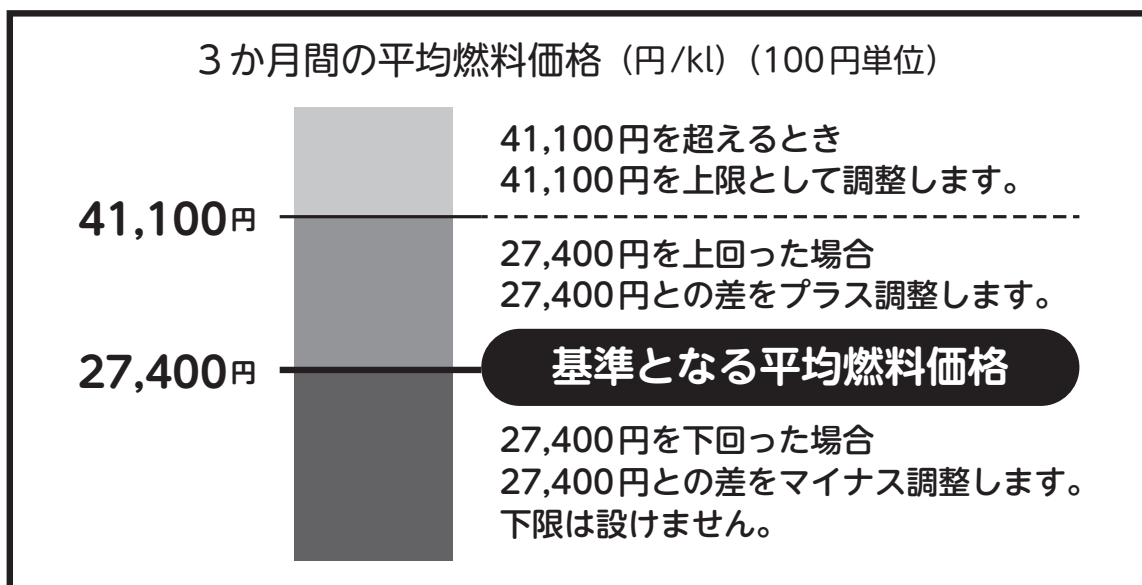
【個人情報の取扱いについて】

当社が取り扱う個人情報は、電気事業等、当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、当社および当社グループ会社の商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内その他これらに付随する業務を実施するために必要な範囲内で利用させていただきます。

なお、個人情報の利用目的・共同利用に関する詳細は
当社ホームページ（https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html）
または最寄りの当社営業所掲示のポスター等をご覧ください。

燃料費調整制度

○火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。3か月間の平均燃料価格が27,400円/キロリットル(2019年4月電気料金見直しの前提となっている原油換算燃料価格)から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。



（注）燃料費等調整額は毎月変動しますので、当社HPまたはご利用明細でご確認ください。

なお、特定小売供給約款（従量電灯・定額電灯・公衆街路灯・低圧電力など）によりご契約のお客さまは燃料費調整に上限がありますが、以下のご契約については上限の設定はございません。

【ご契約例（電気供給条件および需給契約条件のご契約）】

スマートファミリープラン、JALでんき、電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン、季特別電灯、スマートビジネスプラン、高負荷率型電灯プラン、低圧季特別電力プラン 等

燃料費調整単価の算定 * 小数点以下第3位で四捨五入

○平均燃料価格が27,400円を上回る場合・・・プラス調整

$$(\text{平均燃料価格}^{\ast 1} - 27,400\text{円}) \times \frac{0.136^{\ast 2}}{1,000}$$

○平均燃料価格が27,400円を下回る場合・・・マイナス調整

$$(27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}^{\ast 1}) \times \frac{0.136^{\ast 2}}{1,000}$$

※1 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100円未満四捨五入)

A : 平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格

B : 平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格

C : 平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

α : 0.0053

β : 0.1861

γ : 1.0757

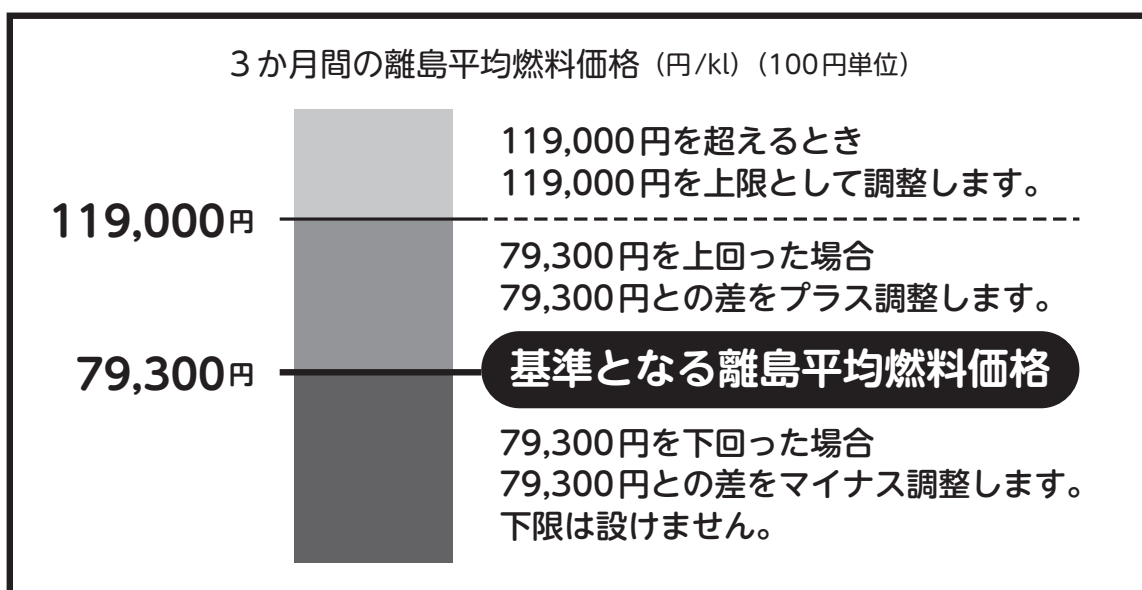
(α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数
(原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値))

* 毎月の燃料費調整単価の算定に用いる平均燃料価格の算定期間については、当社ホームページでご確認ください。

※2 0.136 (円/kWh) : 平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額
[基準単価] (当社の火力発電の燃料消費数量をもとに算出)

離島ユニバーサルサービス調整制度

○一般送配電事業者は、離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられており、その離島供給に係る火力燃料費の変動を託送料金に反映して、すべてのお客さま（本土・離島）にご負担いただくための制度です。3か月間の離島平均燃料価格が79,300円/キロリットル（託送料金の前提となっている原油換算燃料価格）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。



離島ユニバーサルサービス調整単価の算定 * 小数点以下第3位で四捨五入

○離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合・・・プラス調整

$$(\text{離島平均燃料価格}^{\ast 1} - 79,300\text{円}) \times \frac{0.003^{\ast 2}}{1,000}$$

○離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合・・・マイナス調整

$$(79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}^{\ast 1}) \times \frac{0.003^{\ast 2}}{1,000}$$

※1 離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100円未満四捨五入)

A : 離島平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格

B : 離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格

C : 離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

α : 1.0000

β : 0.0000

γ : 0.0000

$\left(\begin{array}{l} \alpha、\beta、\gamma \text{ は原油換算平均価格を算定するための換算係数} \\ \text{(原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値)} \end{array} \right)$

* 毎月の離島ユニバーサルサービス調整単価の算定に用いる離島平均燃料価格算定期間については、当社ホームページでご確認ください。

※2 0.003 (円/kWh) : 離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金
[離島基準単価] 単価への影響額
(九州の離島における火力発電の燃料消費数量をもとに算出)

《電気料金の算定期間》

- 算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。この期間をひと月とし、需給契約ごとに当該料金プランの料金を適用して算定いたします。
- ご契約開始、ご契約廃止、ご契約内容の変更がある場合は、日割計算を行い、電気料金を算定いたします。

《その他費用》

- 電気を不正に使用した場合等は、お客さまから違約金を申し受けることがあります。
 - お客さまが、故意または過失により一般送配電事業者の電気工作物等を損傷・亡失した場合は、修理費等の金額を賠償していただきます。
 - 新設または契約容量等の増加後1年未満に、契約を解約または契約容量等を減少された場合は、その期間の料金および工事費を精算していただく場合があります。
 - 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を廃止・変更される場合は、要した費用の実費を申し受けます。
 - 支払期日を経過してなお料金を支払われない場合等は、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- ※ 上記費用をご請求する場合は、当社及び一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じて申し受けます。

《お申込方法》

- ご契約開始、ご契約廃止、ご契約内容の変更、その他お申込みは、電話・インターネット・各種申込書により承っております。なお、ご契約内容の変更の場合、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。
- 契約期間満了前に需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめ当社にお申込みいただけます。

《スマートビジネスプラン・従量電灯Cの契約容量の算定方法》

- 契約容量については、次のいずれかにより算定いたします。

〔負荷設備契約〕

お客さまの契約負荷設備容量により、所定の係数を乗じて決定

《算 定 式》

契約負荷設備容量 × 圧縮係数 (注)

(注) 圧縮係数は、お客さまがすべての設備を常に同時使用されるわけではなく (不等率)、また、個々の設備についても常に最大負荷がかかるわけではない (需要率) ことを考慮して、あらかじめ設定しています。

〔主開閉器契約〕

お客さまの契約主開閉器の定格電流値により決定

《算 定 式》

契約主開閉器の定格電流値 (A) × (V) ÷ 1,000

〔参考〕 一般的な適用例

- ・ 空調機単体もしくは複数の設備が同時稼働する場合等 …… 負荷設備契約
- ・ 複数機器を有し、同時稼働しない場合 …… 主開閉器契約

《送配電設備の利用等に関する事項》

- 電気の需給地点は、一般送配電事業者の電線路・引込線とお客さまの電気設備との接続点とし、場所はお客さまとの協議により定めます。なお、引込線や計量器等の施設場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約は90%以上、その他契約は85%以上に保持していただきます。
- 電圧または周波数が著しく変動する場合等お客さまが損害を受けるおそれがある場合および負荷の特性等によって、他のお客さまの電気の使用や当社または他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合等には、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただきます。
- お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や電気工作物を故意に損傷・亡失した場合は、電気の供給を停止することがあります。その理由となった事実を解消したときは、すみやかに電気の供給を再開いたします。
なお、停止期間中の料金は、まったく電気を使用しない場合の月額料金を日割計算して、算定いたします。

《その他》

- お客さまへ供給する電圧は100Vまたは200Vとし、周波数は60Hzといたします。
- 一般送配電事業者の、供給設備の点検・修繕・変更等やその他電気の需給上または保安上必要がある場合は、電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限・中止していただくことがあります。
- 当社は、電気の供給の中止または使用を制限した場合等は、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。(その原因が当社及び一般送配電事業者の責めとなる理由による場合は除く)
- 料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

●お問い合わせ先（各営業所は九州電力から委託を受けた九電ネクストが運営しています。）

《営業時間》月曜日～金曜日（休日を除く）の9時～17時

（お急ぎのご用件の場合、上記時間以外でも電話を承っております）

- ・電話（□部分は、下表より選択ください） ※下線部分の3桁数字は地域により異なりますのでご注意ください。

0120- 639 - □□□			0120- 761 - □□□			0120- 879 - □□□	
北九州	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
小倉 451	福岡 456	唐津 465	平戸 370	中津 376	玉名 382	延岡 556	出水 562
八幡 452	福岡東 457	鳥栖 466	佐世保 371	日田 377	大津 383	日向 557	川内 563
行橋 453	福岡 458	佐賀 467	大村 372	別府 378	熊本西 384	高鍋 558	霧島 564
飯塚 454	福岡西 459	武雄 468	島原 373	大分 379	熊本東 385	宮崎 559	鹿児島 565
田川 455	福岡南 460	—	長崎 374	三重 380	宇城 386	都城 560	加世田 566
—	甘木 461	—	五島 375	佐伯 381	八代 387	日南 561	鹿屋 567
—	久留米 462	—	—	—	天草 388	—	—
—	八女 463	—	—	—	人吉 389	—	—
—	大牟田 464	—	—	—	—	—	—

・Web

営業所
お問い合わせ先



スマホ・携帯電話版

お問い合わせ先
（お便りBOX）



スマホ・携帯電話版

小売電気事業者登録番号 A0275

九州電力株式会社

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
TEL：092-761-3031（代表）

